

宝塚市告示第 9 号

国土調査成果の閲覧

国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条の規定に基づき、国土調査法に基づく街区境界調査成果の当該地図及び簿冊を宝塚市都市安全部建設室道路管理課において一般の閲覧に供する。

令和6年（2024年）1月25日

宝塚市長 山崎 晴 恵

縦覧期間 令和6年（2024年）1月25日から
令和6年（2024年）2月13日まで

告示文書にかかる図面については、市役所休業日を除く、平日の午前9時から午後5時30分まで、道路管理課（市役所3階）で閲覧します。